

集落営農組織と NOSAI 加入制度について

2010.2.12 岩手県農業共済組合連合会

NOSAI 岩手 URL <http://www.nosai-iwate.or.jp>

□ はじめに

平成22年度から新しく戸別所得補償制度モデル対策（米戸別所得補償モデル事業）が始まります。同対策への加入において集落営農の場合、「農業共済資格団体」としての加入と、「組織構成農家個々に加入」している場合の取り扱いが異なってきます。モデル対策と NOSAI 制度における加入形態との関係を以下のとおり整理しました。

□ 集落営農組織と NOSAI 加入制度

集落営農については、平成17年3月25日閣議決定した今後の農政の基本方向を示した新たな「食料・農業・農村基本計画」の担い手の育成・確保において「個別経営のみならず、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と明記され、県内各地域で集落営農組織が設立されております。

一方、NOSAI 制度は、平成5年の農業災害補償法改正時に、「法人格を有しない団体との間に共済関係を成立させる方式の導入」として、農業生産組織を単位とした加入の促進を図るため、農作物（水稻・麦）共済、蚕繭共済、果樹共済及び畑作物（大豆）共済について、法人格を有しない団体で一定の要件を満たすものにも組合員の資格を与えることとし、組合との間に共済関係を成立させることを可能としました。

□ 農業共済資格団体とは

集落営農組織が NOSAI へ加入する場合の形態として、一定の要件を満たせば農業共済資格団体として組織単位に加入することができます。

その要件は、

- ① 構成員が、同一の組合の管内に住所を有すること
- ② 共済掛金の分担及び共済金の配分方法、代表者などについて規約を定めていること（加入方式に沿って構成員がどのように掛金を負担するのか、組織に支払われる共済金をどのように配分するのか。）

③ 当該規約については、団体が構成員の農業経営の安定を図るものであり、適切な運営がなされるよう規定されていること

④ 水稻、麦、果樹（りんご・ぶどう）、畑作物（大豆）を一定面積規模以上で栽培することを目的とするもの

となっています。組合では、組織規約等からこれらの要件を満たしていることを確認させていただくこととなります。これまで戸々に加入していたものを、組織一戸という単位で加入させていただくもので、共済掛金の納入や共済金の支払も組織一本で行われることとなります。

具体的には、集落営農組織の総会で、こうした加入形態（組織加入）、加入方式・補償割合・単位当たり共済金額（補償金額）等について構成員の総意をもって選択していただくこととなります。当然、組織加入の取り扱いとなりますので、これらについては、個人加入の場合と同様に組織としての選択となり、共済細目書等も集落営農組織の名義に一本化されます。また、無事戻金についても、一定要件の下、集落営農等推進費という形で組織に交付されることとなります。

損害評価の場面においては、例えば一筆方式の場合は、耕地毎に共済減収量を算定しますが、半相殺・全相殺・品質方式の農家単位に共済減収量・生産金額の減少額を算定する方式の場合は、組織一本で算定されることとなります。

□ 地域集団一括引受とは

集落営農組織が法人化への過渡期にあり、組織の成熟度合いは様々なこともあります。こうした状況に照らし合わせ、NOSAI への加入については、構成員の話し合い（規約）のもとで、NOSAI 加入（例えば水稻共済）については、構成員個々にすると取り決めており、NOSAI として構成員すべてを加入させることを目的に、

① 共済掛金・賦課金の納入を組織の代表者が一括して行うこと

② 共済金の一括受領に係る金融機関口座（当該組織の口座で、販売収入の入金を行っているもの）等を記載した申込書を提出すること

を条件とし、地域集団一括（引受）で加入することができるものとしております。なお、この地域集団一括引受については、NOSAI 団体が行う通常の対応ではなく、あくまでも当該集落営農組織の経理面を含めた組織としての一体性が

高くなるまでの暫定的、かつ、次善の対応です。基本的にはこれまで個別に加入していた形態と同じですが、共済掛金の納入や共済金の支払時には、個々に算定したものを、必ず組織口座を経由して行われることになります。共済細目書も、従来どおり個々に明細が記載されます。

具体的には、共済細目書や共済掛金等の取りまとめを組織の代表者の方が行い、一括して組合に提出していただくとともに、共済金は組織に一括して支払うため、組織代表者と事務委託契約、共済金・無事戻金一括支払にかかる契約を組合との間で結ぶことになります。ただし、加入方式・補償割合は組織内で統一していただきます。

損害評価についても、共済減収量・生産金額の減少額を個々に算定したうえで、組織に一括して支払われます。

□ 集落営農組織のNOSAIへの加入形態

原則、農業共済資格団体ですが次善策として、地域集団一括加入の形態を採ることも可能です。

